

京都市告示第 2 7 8 号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴史まちづくり法」という。）第 1 2 条第 1 項の規定に基づき指定した（令和 6 年 3 月 2 9 日付京都市告示第 7 0 2 号）以下に掲げる建造物を、歴史まちづくり法第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、歴史的風致形成建造物の指定を解除しましたので、告示します。

令和 8 年 8 月 7 日

京都市長 松 井 孝 治

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
淀・浮田邸	京都市伏見区淀美豆町 176 番地、180 番地、767 番地

（都市計画局都市景観部景観政策課）